

船上焼却炉に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

船上焼却炉に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 16.6.1 規則においては、船上焼却炉に対して、設計、製造、運転方法等の仕様基準を定めた決議 MEPC.76(40)に適合し、承認を受ける必要がある旨規定されている。

当該基準の適用対象となる船上焼却炉の最大容量は 1,500kW であるが、大型船等においては、1,500kW 以上の船上焼却炉が搭載される場合もあることから、IMO は、決議 MEPC.76(40)の適用対象となる船上焼却炉の最大容量を 4,000kW まで拡大する MEPC.1/Circ.793 を 2012 年 10 月に承認し、本会は既に規則へ取り入れている。

その後、2014 年 4 月に開催された IMO 第 66 回海洋環境保護委員会 (MEPC66) において、MEPC.1/Circ.793 の内容を取り入れた形で決議 MEPC.76(40)が見直され、新たに決議 MEPC.244(66)として採択された。

今般、決議 MEPC.244(66)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領のうち、船上焼却炉に関する規定について、参照先を改めた。